

業務に係るプロポーザルを実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）3 月 31 日

令和 5 年度全国高等学校総合体育大会
札幌市実行委員会 会長 秋元 克広



記

1 契約担当窓口

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 8 階

令和 5 年度全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局

（札幌市スポーツ局スポーツ部高校総体担当課内）

担当：須田

電話：011-211-3920 F A X：011-211-3921

2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項

(1) 業務名

全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務

(2) 業務内容

詳細については、「全国高等学校総合体育大会札幌市実行委員会事務局従事者派遣業務 公募型企画競争 提案説明書」（以下「提案説明書」という。）及び「業務委託仕様書」による。なお、仕様の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 履行期限

契約締結日から令和 5 年 9 月 30 日（土）まで

※ 令和 5 年度の契約に関しては、上記期間にあっても、令和 4 年度中に開催する札幌市実行委員会総会において、本件調達に係る令和 5 年度予算が成立することを条件とし、予算が成立されなかった場合は、当該年度の契約を解除することがある。

3 参加資格

札幌市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく労働者派遣事業の許可を受けた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 本公募型企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。
- (7) 次のア～オに掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
- ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便益を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 札幌市内に事業所を有していること。

4 手続等

- (1) 企画競争の参加に必要な書類の交付

令和 4 年 3 月 31 日（木）から下記ホームページにて公開

ホームページアドレス	https://www.city.sapporo.jp/sports/soutai.html
------------	---

- (2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参とする。

イ 提出期間

- (ア) 参加意向申出書

令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 4 月 15 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、最終日の令和 4 年 4 月 15 日（金）においては午後 5 時まで）とする。

- (イ) 企画提案書等その他提出を求めるもの

令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 4 月 19 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、最終日の令和 4 年 4 月 19 日（火）においては午後 5 時まで）とする。

ウ 提出場所

上記 1 のとおり。

5 審査

本業務における企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、参加者から提出された企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。このプレゼンテーション・ヒアリングの審査により、受託候補者を選定する。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 本告示に示した参加資格のない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載をした企画提案書等は、実施委員会で審査の上、失格となる場合がある。
- (3) 本件プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 詳細は、提案説明書による。